

資料 1 3 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書

【調理企業との協定書】（参考）

災害時等における食事等の提供に関する協定書

厚木市（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、大規模な災害時に被災市民の食事提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模な災害発生に際し、被災市民に対する応急的に必要な食事等（以下「食事等」という。）を調理し提供するため、発注者が受注者に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第 2 条 発注者は、災害時等における応急措置のため、食事等の提供の必要が生じた場合は、文書により受注者に被災市民に対する食事等の提供を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

（調理従事者の確保）

第 3 条 受注者は、発注者から前条の要請を受けた場合は、速やかに、調理従事者に連絡をとり、人員を確保するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 協力要請の手續きを円滑に行うため、両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに（第 1 号様式）、災害が発生した場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

また、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度発注者に報告するものとする。

（献立及び食数）

第 5 条 発注者は、災害時等における被災市民と食材確保の状況により、献立及び食数を決定し、受注者に連絡するものとする。

（調理及び提供の実施）

第 6 条 受注者は、発注者から第 2 条の要請を受けた場合は、発注者が所有する 給食施設・設備を使用して、発注者が用意した食材を活用して調理及び配食のうえ、被災市民に提供するものとする。

また、上記業務を実施する場所は、発注者と受注者で締結しているまる●●学校給食センター調理等業務委託の履行場所とする。

(衛生管理)

第7条 受注者は、被災市民に対する食事等の調理工程において、厚生労働省「大量調理衛生管理マニュアル」を遵守した衛生管理に配慮するものとする。

(食事等提供の場所、期間、方法)

第8条 調理飲食物等提供の場所、期間及び方法は、その都度、両者協議の上、定めるものとする。

(食事等調理提供業務の代金)

第9条 食事等調理提供業務の代金については、提供日数及び食数等を踏まえ両者協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第10条 受注者は、業務終了後、●●●●に基づき、発注者に報告する。

(効力)

第11条 この協定の効力は、発注者と受注者で締結している●●●●業務委託の履行期間内とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良 印

受注者 ●●●●●●●●
●●●●
●●●● ●●●● 印

【配送企業との協定書】（参考）

災害時等における食事等の配送等に関する協定書

厚木市（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、大規模な災害時に被災市民の食事等の配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害発生に際し、被災市民に対する応急的に必要な食事等（以下「食事等」という。）の配送等をするため、発注者が受注者に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 発注者は、災害時等における応急措置のため、食事等の配送等が生じた場合は、文書により受注者に被災市民に対する食事等の配送等を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

（配送従事者の確保）

第3条 受注者は、発注者から前条の要請を受けた場合は、速やかに、配送従事者に連絡をとり、人員を確保するものとする。

（連絡責任者）

第4条 協力要請の手續きを円滑に行うため、両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに（第1号様式）、災害が発生した場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

また、連絡責任者に変更を生じた場合は、その都度発注者に報告するものとする。

（配送食数）

第5条 発注者は、災害時等における被災市民と食材確保の状況により、配送食数を決定し、受注者に連絡するものとする。

（配送の実施）

第6条 受注者は、発注者から第2条の要請を受けた場合は、発注者が用意した食事を被災市民に配送等するものとする。

（食事等の配送の場所、期間、方法）

第7条 食事等の配送の場所、期間及び方法は、その都度、●●●●給食センター（●●●●）から委託契約書にある学校のうちの避難所となっている学校を原則とし、両者協

議の上、定めるものとする。

(食事等配送業務の代金)

第8条 食事等の配送業務の代金については、配送日数及び食数等を踏まえ両者協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第9条 受注者は、業務終了後、●●●●に基づき、発注者に報告する。

(効力)

第10条 この協定の効力は、発注者と受注者で締結している●●●●業務委託の履行期間内とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 小林 常良 (印)

受注者 ●●●●●●●●

●●●●

●●●● ●●●●

(印)